

一般財団法人観光まちづくり佐伯定年退職者再雇用取扱規程

(目的)

第1条 定款第47条第5項に基づき、一般財団法人観光まちづくり佐伯（以下「法人」という。）の定年退職者を再雇用することに関する取扱規程を次のとおり定める。

(再雇用の申請)

第2条 再雇用を希望する者は、定年退職日の3か月前までに別に定める様式により、総務課に申請しなければならない。

(再雇用の決定)

第3条 法人は、前項の申請を審査し再雇用を決定したときは、直ちに本人に対して再雇用決定を通知する。

(再雇用の期間)

第4条 再雇用する期間は、原則1年とする。

2 法人は、就業規則第13条第1項ただし書きに該当しなくなったときは、契約満了時の30日前までにその旨を本人に通知する。

(社員の種類)

第5条 再雇用者の身分は嘱託とする。

(職場及び職種の決定及び変更)

第6条 再雇用者の職場及び職種は、本人の業務経験、能力、技能等を勘案して個別に定める。ただし、第4条第1項の期間中に職場及び職種を変更する場合がある。

(給与)

第7条 再雇用者の給与は、業務内容及び勤務時間等を勘案して個別に定める。

(期末手当及び業績手当)

第8条 再雇用者に対し、期末手当及び業績手当は支給しない。

(退職金)

第9条 退職金は、定年退職時に支給するものとし、再雇用契約の終了時は退職金の支給は行わない。

(解雇)

第10条 就業規則第14条第1項各号に定める解雇事由に該当したときは、解雇する。

(年次有給休暇)

第11条 再雇用者に対し、年間10日の年次有給休暇を与える。

(その他の勤務条件)

第12条 この規程に定めのないその他の勤務条件については、就業規則を準用する

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和6年3月11日から施行する。